

VI いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) 基本姿勢

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有し、いじめ防止のための対策を総合的かつ有効的に推進する。

(2) 目的

いじめの未然防止と早期発見・早期対応に当たる。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

(4) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

※被害者本人や保護者への面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。

※いじめが解消している状態に至った後も再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

2 いじめの防止等に関する具体的方策

(1) 未然防止

全児童が安全・安心に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

① 全ての児童が活躍できる授業改善に努め、「分かった・できた」喜びを実感できる授業づくりを行う。

② 日頃から、教師自身が人権意識を高め、絶対にいじめを許さないという姿勢で学級経営に臨み、指導に当たる。

③ 相手を思いやり、互いの喜びや傷みを分かり合える温かい人間関係づくりに努めるとともに、道徳教育では、いのちの教育や人権教育を推進し、自分・友達・家族を大切にする心を育てる。

④ 縦割班活動で異学年児童と関わる場を生かし、助け合い、認め合って、自己有用感を得ることができるようになる。

⑤ インターネットを通したいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを理解できるよう指導する。

(2) 早期発見

些細な兆候を見逃さず、早い段階から的確に関わりをもつ。いじめを軽視することなく、児童からの相談や訴えに真摯に向き合い、積極的に認知する。

① 日頃からアンテナを高く保ち、児童の小さな変化や心のサインを見逃さない。迅速な報告・連絡・相談に努め、気になる変化や行為について5W1Hを書き留め、生徒指導主事に情報を集約する。その後、全教職員で情報を共有し、いつでも適正に対応できるようにしておく。

② 毎月1回、児童に「灘浦っ子アンケート」を行い、必要に応じて教育相談を実施する。一人一人の内面を共感的に理解し、悩みや不安を気軽に相談できるようにする。

③ 学期に1回、保護者に「いじめ早期発見のためのアンケート」を実施し、アンケート結果を生かした教育相談を実施する。

(3) 早期対応

校長の指示の下、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童を守る。関係児童に対して事情を確認し、適切に指導する。教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

① 対策のための組織を編成して情報交換や共通理解を行い、指導方針を明確にして対応する。

② 詳細な事実確認と迅速・正確な状況把握を行う。

③ 教育委員会に報告する。学校単独で対応することが困難な事案は、ただちに外部の専門機関に援助を求め、連携を図る。

④ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤ 保護者に対し、事実と経過、今後の予定を報告し、理解と協力を求める。

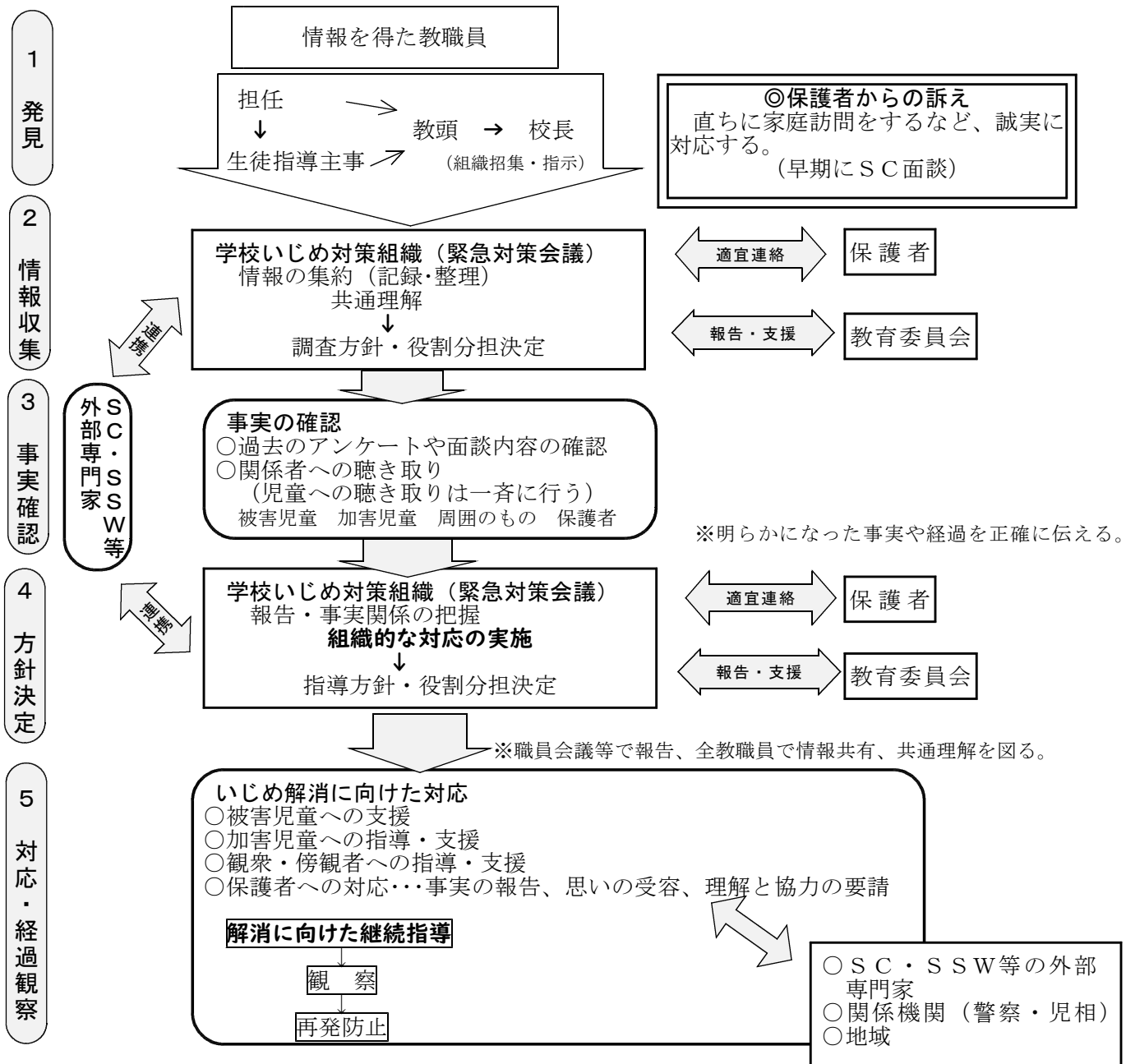
⑥ いじめの原因や背景を把握し、全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。解決したと思われる場合でも、見守り続け、必要な指導を継続する。

(4) 方策の公開と見直し

① 学校評価にいじめ防止の方策に係る項目を入れ、毎年、見直しを図る。

② 保護者、児童へ説明し、意見を聞いていじめ対策委員会で協議する。

(5) いじめへの対応プロセス（組織的対応の流れ）



3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護助教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）と連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・児童・保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

(2) 「いじめ防止サポート会議」

- ・日頃の観察やアンケート、Q-Uの結果を基に、気にかかる児童の現状について記録を積み重ねるとともに情報を共有し、指導方針を明確にして、全教職員で見守りや支援に努める。

4 家庭や地域、専門機関との連携

社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すため、家庭や地域、専門機関と連携した対策を推進する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を公表（ホームページによる公開、子供や保護者、学校運営協議会委員への説明）し、学校がいじめ防止に取り組んでいることを伝え、保護者や地域の理解と協力を得る。
- (2) 家庭訪問や電話連絡等を通して、家庭との緊密な連携を図る。
- (3) いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- (4) ネットの危険性について理解を深める啓発活動を学級指導や懇談会を通して行う。
- (5) 「心の授業」を開催して児童の自己有用感や人権意識を高めたり、保護者等に教育相談を行ったりするなど、スクールカウンセラー等の専門機関と連携して、いじめの防止、早期発見・対応に努める。

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4	・いじめ防止基本方針見直し ・いじめ防止対策委員会(組織づくり・基本方針・年間計画) ・「灘浦っ子アンケート」と教育相談 ・いじめ防止サポート会議（第1回生徒指導委員会）	・学校運営協議会 ・学習参観 ・学級懇談会
5	・「灘浦っ子アンケート」と教育相談	・ふれあい運動会
6	・いじめ防止対策委員会(いじめ防止基本方針について) ・Q-Uの実施 ・「いじめ早期発見のためのアンケート」（保護者）	
7	・「楽しく生活するために（アンケート）」と教育相談（全児童）	・学校保健委員会 ・保護者会
8	・いじめ防止サポート会議（第2回生徒指導委員会） ・学校評価「いじめについて」 ・親子でネットトラブル防止等研修会	
9	・いじめ防止対策委員会（1学期の取組評価・改善点）	・学校運営協議会
10	・「灘浦っ子アンケート」と教育相談	・ふれあい学習発表会
11	・Q-Uの実施 ・「灘浦っ子アンケート」と教育相談 ・「いじめ早期発見のためのアンケート」（保護者）	
12	・「楽しく生活するために（アンケート）」と教育相談（全児童） ・いじめ防止サポート会議（第3回生徒指導委員会） ・学校評価「いじめについて」	・保護者会
1	・「灘浦っ子アンケート」と教育相談	
2	・いじめ防止対策委員会(一年間の取組評価・次年度に向けて見直し) ・「楽しく生活するために（アンケート）」と教育相談（全児童） ・「いじめ早期発見のためのアンケート」（保護者）	・学校運営協議会 ・学習参観「なだうらっ子学びフェスタ」
3	・いじめ防止サポート会議（第4回生徒指導委員会）	